時事新報

明治十九年二月十六日　火曜日
舊丙戌正月十三日　(丁、未)
日出午前六時四十八分　日入午後五時四十一分
月出午後三時五十七分　月入午前四時十三分
滿潮午前二時二十九分　午後三時十分
(西曆一千八百八十六年)

時事新報

遞信事務の改良

去年十二月政府の改革に於て農商務省に附屬したる驛遞局と工部省に附屬したる電信局とを合併し尚は其他に管船燈臺等の諸局を添へて新に遞信省なるものを設け其省の長官には榎本武揚氏がこれに任じたり驛遞電信の兩事務を一人の監督の下に置くべしとは我輩が年來の持論にして屢々當局者の注意を喚びたることもあり今日漸く兩事務を一に合して既に一省の起りたるを見ては之れを遞信事務の漸くに緒に就き漸く其成の方向に進むの兆候なりとして喜ばざるを得ざるなり是に於て我輩又廣く日本國民に代りて當局者に望む事あり他なし遞信事務の改良是れなり蓋し遞信事務中目下改良を要するもの必ず一にして足らざるべし例へば燈臺の如し全國五十ケ所の燈臺あるを無き昔しに比すれば固より其數の多く恩澤れ四海に光被すると喜ばざるを得ずといへども試に地圖を繙いて日本諸島沿海線の長きを見ば光被々暗夜航海者の危險尚は甚だ大なるを思へばこれを百にし又二百にするも尚は其不足を感ぜることならん或は又管船事務の如し去年三菱共同兩汽船會社を合併して一個の大日本郵船會社と爲し其營業上の損失は一切日本政府にて擔當し一千一百萬圓の株金に年八分の利益を與ふるまでは金額の多少に拘はらず補助すべしと約束したる以後日尚ほ甚だ淺しといへども後來の望みは兎角甚だ不定にして轉た冷氣を覺るが如し此等の事を思へば遞信事務中進取と改良とを要するの事柄も必ず兩手の指を屈するにも遑あらざるべしといへども我輩が今差當り當局者の注意を希望するものは電信と驛遞の二箇條あり此中に就き電信の如きは去年七月以來新條例を施行して未だ纔かに半年を經たるに過ぎず此條例中當初よりして我々國民が不便と感じ改正を希望するの點少なからざりしといへども其實驗の日數も未だ十分ならざる今日に於て早くも大に改正の議を唱へん事の成否を目的とせずして空しく辯說を費すの嫌ひなきにあらず故に電信條例の改正は暫くこれを他日の議に讓り我輩は先づ更に郵便條例の改正を希望するの次第のみを述ぶべし

驛遞總官野村靖氏は昨年三月葡萄牙リスボン府にて開設の萬國郵便聯合會議に列席する爲め一昨年七月を以て日本を發し凡一年半の時日を費して歐米諸國を巡遊し會議に列するの外に傍ら各國の郵便事務を視察して昨年の年末に至り始めて歸朝されたり氏が各國の郵便事務を觀察したるに付くれ定めて種々發明したる所多かるべく或は今日まで完全無缺と爲したる日本の郵便法又其事務の細事に至るまでも却て不完全なるものたるあるを悟りたるあるもあらん我々が日本國內に蟄居して專ら日本の郵便法とのみ仰ぎ視てさへ不便の感情少なからず況んや廣く萬國の郵便法を目擊してみると吾が監督する日本の郵便法に比較するの便を得たる野村氏に於てをや胸中必ず幾多の改良案を藏めて歸朝したるものに相違なかるべきなり我輩今一二我輩の意見を記して郵便法改良案の參考に供せんとす

第一書狀一通の目方の制限甚だ窮屈にして不便少なからず今の郵便法の如く二匁を以て一通の定量と定むるときは動もすれば此定量を超ねて一通に四錢の郵税と課せらるゝの難義を免かれんとて郵書と認むる者の苦心一方ならずこれが爲め成る丈け薄き紙と書簡箋に用るは先づ差支なしとするも目方を減ぜんが爲めに封筒までも成るべく丈け輕量脆薄の紙を用ひ遂に郵送の際封筒の破れて郵便當局者に餘計の手數を掛くるもの其例甚だ少なからずと聞く實に双方の損毛なりといふべし依て今よりは萬國普通の制限に倣ひ書狀一通の量を四匁までと改めて然らん若し日本に限り特別の事情ありて四匁に增量すること能はずとならば目方丈けは是迄の通りにてよろしきも其代りに郵税を半減と爲し二匁に付一錢と改正せることも相當ならん試に東隣米國の郵便法を見るべし日本に幾十倍する北亞米利加大陸を通じて書狀一通目方四匁に付二錢の郵税なり猶爾たる日本國西の極端より東の極端まで最長の線を引くも六七百里に過ぎざる彈丸黑子の地を往復するに四匁れ書狀に四錢を課するれ法なりとありては必ず失當の誹を免かれざるべし

第二新聞紙郵送税の甚だ高く爲めに社會れ不便と醸すこと少なからず目下新聞紙一枚の郵税は一錢にして二枚以上一束として送るときは目方十六匁に付二錢なり近來日本の新聞紙も追々直段を引下げ一枚の價一錢位のもの其數少なしと爲ず然るに此一錢の新聞紙を送達するに更らに又一錢の郵税を要し遂に其市價をして元價の二倍にまで達せしむるに至るとは聊か異常の現像なりと云はざるを得ず然れどもあらず各種の新聞紙も追々其丁數紙幅を增したるより制限の十六匁中に二枚以上の新聞紙を容るゝこと能はずこれが爲め格段の場合の外は一枚づゝ別々に郵送するも又は賣捌所などへ卸賣の爲め一束に數十百枚を郵送するも其郵税の割合は大抵皆一枚一錢位に當たるなり假りに一市の賣捌所にて一日三百枚の新聞紙を賣捌くとすれば郵税として一日三圓の臨時費を要す毎日三圓の錢あれば大抵の仕事と企つるに差支なきがために近來は全國の新聞賣捌所にて新聞紙と運送するに郵便局と煩はす者なく皆廻漕問屋の手を經てこれを取寄せ數里數十里外の地までも自家の雇人をしてこれと配達せしめ尚は僅の郵便税と拂ふの時に比して入費少なきが爲め其分丈けは更らに新聞紙の賣直と引下ぐる等の事を爲し居れり自今若し郵便局にて新聞紙の配達を司らんとならば明治十五年十二月條例改正以前に立戻り當時一市內限り新聞紙と郵送するにれ一枚二厘五毛の帶封を用ひたるの制と復してこれを全國に擴むるより外に妙案はあるまじ

第三書籍類の郵税甚だ高く隨て全國文化の進步に障害を與ふること少なからず今の郵便法にては書籍の目方八匁毎に二錢の割合にして且つ其全量れ三百匁を超過するを許さずこれが爲めに尋常の書籍は其元價よりも郵税の方遙かに高き割合となり敢て其郵送を企つる者なし殊に近來の書籍は專ら洋紙を用ひて洋裝に仕立つると以て其量目も和本流のものに比して頗る重きと加へ二三百枚れ小冊子にても其郵税は正しく二三十錢と要し少しく大部の書籍に至れば忽ち制限の三百匁を超過して初めより郵便に附すべからず是に於て近來全國書籍出版の流行するにも拘はらず世情に疎く金錢に乏かる一種特別の人物の外と假令一册の書籍たりともことと郵便に出す者なく大に郵便局の事務を省略したりといへり誠に驚くべく歎ずべき事相といふべし我輩の私見を以て見れば書籍類の郵税は目方十六匁毎に五厘位に引下げ全量の制限は六百匁位に增して相當ならんと思はるゝなり

雜報

○遞第十號　省　院　廳

統計ノ材料ヲ改良シ其調査ノ整頓ヲ速ニスル爲メ各省院廳ノ統計或ハ報告ヲ主管編製スル局課ノ長一名ヲ以テ統計主任トナシ常ニ內閣統計局ト協議シ事務ノ便利ヲ計ルヘシ

明治十九年二月十五日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

○遞第二號　府　縣

明治十七年(三月)兩省第四號達ニ據リ茶業組合規約認可ノ上農商務省ヘ屆出ノ處自今取締所ニ係ルモノヽ外ハ屆出ニ及ハス

同號達茶業組合準則第三條第二項ノ次ヘ左ノ一項ヲ追加シ第三項ヲ第四項トス

追加

第三項　製茶檢査法ヲ設ケ其正否ヲ鑑別スルコト

明治十九年二月十五日　內務大臣伯爵山縣有朋　農商務大臣子爵谷干城

○敍任　明治十九年二月十三日

大藏權少書記官兼外務權少書記官從五位　井上勝之助
任外務書記官　農商務少書記官從六位勳五等　國澤明淸
任農商務少技長　井上省三
仝　速水堅曹
仝　橋口文藏
任北海道廳理事官　農商務少書記官從六位　細川碧
仝　農商務權少書記官正七位　藤田九萬
仝　判事　堀基
仝　正五位勳四等　堀
仝　從六位　金峰
仝　從六位勳五等　佐藤秀顯
仝　正七位　實田千秋
仝　從七位　淺羽靖
仝　村田堤
仝　藤崎濟三
任北海道廳警部長　從七位　山內久內
仝　長野宗城
仝　森長保
任北海道廳少技長　農商務少技長從六位　平井晴二郎
任北海道廳權少技長　農商務權少技長正七位　山內德三郎
仝　仝　仝　河野通雄
任北海道廳農學校長　農商務少書記官從六位　森源三
任北海道廳農學校教授　從七位　[illegible]協
○明治十九年二月十三日
任華族女學校教授　東京師範學校教諭　秋山四郎
○辭令
非職被仰付(同)　御用掛　平井貞操
仝　河村讓三郎
仝　杉山三保松
仝　前田孝階
仝　田部芳
仝　石渡敏一
仝　冨谷鉎太郎
(各通)
御用掛被免(二月十三日司法省)
(以上四件本年二月十五日官報)

○通貨ノ事歷
以上述ル所ヲ
祿寶永兩度ノ
ノ改正ニ由リ
然レ圧此ノ救
變更ニ遭遇シ
文政天保安政
毎ニ貨制彌々
改鑄シタル
爲ニ貨性ヲ劣
以降各期改鑄
元文元年ヨ
タル元文金
一兩ニシテ
貫九百目ナ
明和二年(
增鑄スル此ノ
貫四百目ナ
安永元年(
鑄ス所謂古
ノ古二朱銀
幣表)文政
判一分判及
鑄シテ彌々
一分判及其
鑄造額一千
板銀八所謂
八年迄ニ改
一貫九百目
チ創鑄シ又
迄此ノ文政
フ(舊貨幣
年更ニ一朱
年迄五年間
政十二年ヨ
十四萬四千
此ノ文政更
ノ品位一層
是ナリ之ヲ
(第十二代
古二朱ニシ
造一千二百
八年五兩金
年ヨリ安政
九千百兩ト
改鑄シ其ノ
ニシテ所謂
八回トス(
政五年迄二
萬四百五十
鑄セラレタ
八百貫目ナ

雜報

○朝鮮騷ぎ
日本にて
に長崎に
諸州に國
驚かすて
關係する
判の喧
傳へたる
所と爲り
りさらひ
て暴は
々は固よ
名と聞て
堪えず就
總に乗し
既に京城
る事情な
附し去る